

地区計画の届出に必要な書類等について

1. 地区計画の区域内における行為の届出書 2部(正副1部ずつ)

2. 届出に必要な添付図書

届出書に、案内図とともに、行為に応じて下表の図書を添付して下さい。

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及び、その周辺の公共施設の状況等を表示
	設計図	1/100 以上	
建築物の建築	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置等を表示
	平面図	1/100 以上	各階のもの（工作物の場合は不要）
工作物の建設	立面図	1/100 以上	2面以上とし、着色及びマンセル値を表示 ※「建築物の建築」の場合は4面 ※建築物等の形態又は色彩その対象の制限の確認のため
	断面図	1/100 以上	2面以上
垣又はさくの設置	求積図	1/100 以上	敷地求積図及び各階求積図 ※「建築物の建築」の場合のみ
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置等を表示
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	立面図	1/100 以上	2面以上とし、着色及びマンセル値を表示 ※建築物の変更の場合は4面 ※建築物等の形態又は色彩その対象の制限の確認のため

*その他、必要に応じて図面等を提出頂く場合があります。

- ・「景観計画区域内における行為の事前協議書」の頭紙（受付印有）の写し
- ・日影図（谷中地区地区計画において建築物の高さ10mを超える場合）

*届出の内容に変更があるときは、変更の届出及び変更内容に関連する図書を提出して下さい。

*代理人（設計者等）が届出を行う場合は、委任状が必要です。